

○内閣府令第三十九号

地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行に伴い、並びに地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第三項第二号並びに第四項第二号及び第四号ロ並びに第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令

地域再生法施行規則（平成十七年内閣府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同項第十二号中「同条第四項第三号」を「同条第四項第四号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四

項第十号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 法第五条第四項第八号の事項を記載している場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成地域のおおむねの区域を表示した縮尺二万五千分の一以上の地形図及び当該区域の付近の状況を明らかにした縮尺五千分の一以上の概況図

第一条第一項第六号中「第五条第四項第五号の」を「第五条第四項第六号の」に改め、同号イ中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、「集落生活圏」の下に「（第七条第一項第二号において単に「集落生活圏」という。）」を加え、同号ロ中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に、「以下」を「次条第一項第七号イ及び第二十九条において」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第四号」に改め、「。以下「令」という。」を削り、「特定政策課題を」を「政策課題を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「第五条第四項第二号及び第十二号」を「第五条第四項第三号又は第十四号」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同号を同項第四号とし、

同号の前に次の一号を加える。

三 法第五条第四項第一号又は第二号の事項を記載している場合には、当該認定の申請をしようとする地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項の規定による港務局にあっては、同項の規定により当該港務局を設立した地方公共団体）が定めた都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（まち・ひと・しごと創生法（平成二十六年法律第三百三十六号）第九条第一項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。）又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（同法第十条第一項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。））

第一条第二項第一号中「次条第一項第三号」を「次条第一項第三号ロ」に改め、同項第二号中「次条第一項第四号」を「次条第一項第五号」に、「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同項第三号中「次条第一項第十四号」を「次条第一項第十六号」に、「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改める。

第二条第一項第三号を次のように改める。

三 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、次に掲げる事項

イ まち・ひと・しごと創生交付金（法第十三条第二項に規定するまち・ひと・しごと創生交付金をいう。ロ及び第十一条第二号において同じ。）を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

ロ 法第五条第四項第一号ロに規定する事業を記載する場合にあつては、イに掲げるもののほか、まち・ひと・しごと創生交付金を充てて整備を行う施設の種類並びに施設ごとの整備量及び事業費

第二条第一項第十五号を同項第十七号とし、同項第十四号中「第五条第四項第十二号」を「第五条第四項第十四号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十三号中「第五条第四項第十一号」を「第五条第四項第十三号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十二号中「第五条第四項第十号」を「第五条第四項第十二号」に、「前条第一項第十号」を「前条第一項第十二号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十一号中「第五条第四項第九号」を「第五条第四項第十一号」に、「前条第一項第九号」を「前条第一項第十一号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十号中「第五条第四項第八号」を「第五条第四項第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第九号中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の前に次の一号を加える。

十 法第五条第四項第八号の事項を記載する場合には、同号に規定する生涯活躍のまち形成事業の内容

第二条第一項第八号中「第五条第四項第六号」を「第五条第四項第七号」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第六号」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同号イ中「同号」を「法第五条第四項第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第五号中「第五条第四項第三号の」を「第五条第四項第四号の」に改め、同号イ中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に、「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同号口中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に、「第六条第一項第一号」を「第七条第一項第一号及び第三十八条」に、「同条第二項」を「第七条第二項」に改め、同号ハ中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に、「第六条第一項第二号イ又はロ」を「第七条第一項第二号イ又はロ」を「第五条第四項第三号ハ」を「第五条第四項第四号ハ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に、「次条各号」を「第四条各号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業（同号に規

定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。以下同じ。）の内容、期間及び事業費

第二条第二項中「第五条第四項第三号」を「第五条第四項第四号」に、「同条第四項第三号イからハまで」を「同条第四項第四号イからハまで」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 法第五条第四項第一号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、同条第四項第一号に規定する事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業が先導的なものであると認められる理由を記載するものとする。

3 法第五条第四項第二号の事項を記載する場合には、同条第二項第二号の事項に、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法を記載するものとする。

第三十五条を第三十九条とし、同条の前に次の一条を加える。

（生涯活躍のまち形成事業計画の作成等の提案）

第三十八条 法第十七条の十五第一項の規定により生涯活躍のまち形成事業計画（法第十七条の十四第一項に規定する生涯活躍のまち形成事業計画をいう。以下この条において同じ。）の作成又は変更の提案を行

おうとする地域再生推進法人は、その名称及び主たる事務所の所在地を記載した提案書に生涯活躍のまち形成事業計画の素案を添えて、認定市町村（法第十七条の七第一項に規定する認定市町村をいう。）に提出しなければならない。

第三十四条を第三十七条とする。

第三十三条第一項中「別記様式第三十に」を「別記様式第三十二に」に、「別記様式第三十一」を「別記様式第三十三」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十二条中「別記様式第二十九」を「別記様式第三十一」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十一条第一項中「（同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）」を削り、「別記様式第二十七」を「別記様式第二十九」に、「別記様式第二十八」を「別記様式第三十」に改め、同条第二項第二号中「第二十五条第一項各号」を「第二十八条第一項各号」に改め、同条第三項中「第二十五条第二項から第六項まで」を「第二十八条第二項から第六項まで」に改め、同条を第三十四条とし、第三十条を第三十三条とし、第二十九条を第三十二条とする。

第二十八条第一号中「以下」を「第三十三条第二号及び第三十六条第二項において」に改め、同条を第三

十一条とし、第二十七条を第三十条とし、第二十六条を第二十九条とする。

第二十五条第一項中「別記様式第二十二」を「別記様式第二十四」に、「別記様式第二十三」を「別記様式第二十五」に改め、同条第三項中「別記様式第二十四」を「別記様式第二十六」に、「別記様式第二十五」を「別記様式第二十七」に改め、同条第五項中「別記様式第二十六」を「別記様式第二十八」に改め、同条第六項中「認定事業者」の下に「（法第十七条の二第四項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）」を加え、同条を第二十八条とし、第二十四条を第二十七条とする。

第二十三条第一項中「別記様式第十五の報告書を」を「別記様式第十六の報告書に、当該契約の日において次の各号に掲げる要件に該当する旨の別記様式第十七による宣言書及び当該各号に掲げる要件に該当することを証する書類を添えて、」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該特定会社がその設立の日以後十年を経過していないこと。
- 二 常時雇用する従業員の数が、確認の日における常時雇用する従業員の数以上の数を維持していること。
- 三 常時雇用する従業員の数が、当該締結日の属する事業年度の直前の事業年度末における常時雇用する従業員の数に比べて二人（当該特定会社が商業又はサービス業（中小企業基本法第二条第五項の商業又

はサービス業をいう。)に属する事業を主たる事業として営む者である場合にあつては一人)以上増加していること。ただし、確認の申請の日の属する事業年度に払込みを受ける場合は、この限りでない。

第二十三条第二項中「前項に掲げる」を「前項の」に改め、同項第三号中「別記様式第十六」を「別記様式第十八」に改め、同条第三項中「別記様式第十七」を「別記様式第十九」に改め、同条第四項中「別記様式第十八」を「別記様式第二十」に改め、同条第六項中「別記様式第十九」を「別記様式第二十一」に改め、同条第七項第一号中「第二十一条第四項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第八項中「別記様式第二十」を「別記様式第二十二」に改め、同条第九項中「別記様式第二十一」を「別記様式第二十三」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二條第一項中「別記様式第十二」を「別記様式第十三」に改め、同条第二項中「別記様式第十三」を「別記様式第十四」に改め、同条第三項中「別記様式第十四」を「別記様式第十五」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条第一項中「(法第十六条に規定する確認をいう。第二十三条第八項及び第九項を除き、以下同じ。)」を削り、「別記様式第七」を「別記様式第八」に改め、「(法第八条に規定する認定地方公共団体

をいう。以下同じ。」を削り、同項第二号中「申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次号において「基準事業年度」という。）を「基準事業年度」に、「これら」を「これ」に改め、同項第三号中「昭和四十年法律第三十四号）」を削り、同項第七号中「別記様式第八」を「別記様式第九」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「別記様式第九」を「別記様式第十」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「別記様式第十」を「別記様式第十一」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「別記様式十一」を「別記様式第十二」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項から第十三項までを一項ずつ繰り上げ、同条を第二十四条とする。

第二十条第二号中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、「株式会社」の下に「（第七条第一項第二号イに規定する事業を専ら行うものを除く。）」を加え、同条第三号中「会社」の下に「のうち、次のいずれにも該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

イ その設立の日以後十年を経過していないこと。

ロ 確認（法第十六条の確認をいう。第二十六条第八項及び第九項を除き、以下同じ。）の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度（次条第一項第二号及び第三号において「基準事業年度」という。）における次条第一項の規定により提出された同項第二号の損益計算書の営業利益の額の売上高の額に対する割合が百分の二を超えていないこと。ただし、当該会社が当該申請の日の属する事業年度に設立された場合は、この限りでない。

第二十条第七号中「第二十四条」を「第二十七条」に改め、同条第九号中「次条第八項」を「次条第七項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に改め、「法第十六条の規定による」を削り、同条第十号を削り、同条を第二十三条とする。

第十九条第一項中「第三項、第五項及び第六項」を「以下この条」に、「別記様式第六」を「別記様式第七」に改め、同項第三号中「第十七条各号」を「第二十条各号」に改め、同条第五項第二号中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改め、同条を第二十二条とする。

第十八条第一項中「次条」を「次条第五項」に改め、「以下」の下に「この条において」を加え、「別記様式第五」を「別記様式第六」に改め、同条を第二十一条とする。

第十七条第一号中「第五条各号」を「第六条各号」に改め、同条第二号及び第三号中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第一項中「第三項、第五項及び第六項」を「以下この条」に、「別記様式第四」を「別記様式第五」に改め、同項第二号中「事業年度」の下に「（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条第一項に規定する事業年度をいう。以下同じ。）」を加え、同項第四号中「第十二条各号」を「第十五条各号」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条第一項中「次条」を「次条第五項」に、「別記様式第三」を「別記様式第四」に改め、同条を第十八条とし、第十四条を第十七条とする。

第十三条中「以下」を「次条第二項において」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条第一号中「第三条各号」を「第四条各号」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

（寄附を行う法人に対する利益供与の禁止）

第十三条 認定地方公共団体（法第八条第一項に規定する認定地方公共団体をいう。以下同じ。）は、まち

・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行う法人に対し、当該寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与してはならない。

(まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に係る手続)

第十四条 認定地方公共団体は、法人からまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を受けたときは、当該法人に対し、当該寄附の額及びその受領した年月日を証する書面を別記様式第三により交付するものとする。

2 認定地方公共団体は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業が完了したときは、速やかに当該事業の実施状況を内閣総理大臣に報告するものとする。

第十一条を第十二条とする。

第十条第二号中「地域再生基盤強化交付金」を「まち・ひと・しごと創生交付金」に、「施設の整備の事業期間」を「事業の期間」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「第一条各号」を「第一条第一項各号又は同条第二項各号」に改め、同条を第十条とする。

第八条中「第五条第四項第七号」を「第五条第四項第九号」に改め、同条を第九条とする。

第七条（見出しを含む。）中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、同条第一項中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 地域再生拠点（法第五条第四項第六号に規定する地域再生拠点をいう。）の形成を図るために行う次に掲げる事業であつて株式会社により行われるもの

イ 集落生活圏の住民の共同の福祉又は利便のため必要な施設の整備又は運営に関する事業

ロ 集落生活圏における就業の機会の創出に資する施設の整備又は運営に関する事業

第六条第二項中「第五条第四項第三号ロ」を「第五条第四項第四号ロ」に、「に掲げる」を「の」に改め、同条を第七条とする。

第五条（見出しを含む。）中「第五条第四項第三号イ」を「第五条第四項第四号イ」に改め、同条を第六条とする。

第四条（見出しを含む。）中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に改め、同条を第五条と

する。

第三条（見出しを含む。）中「第五条第四項第二号」を「第五条第四項第三号」に改め、同条を第四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件）

第三条 法第五条第四項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること。
- 二 寄附の額が一の寄附ごとに十万円以上であること。
- 三 主たる事務所又は事業所が当該事業を行う都道府県又は市町村の区域内に存する法人からの寄附でないこと。

「5-2 特定政策課題に関する事項（地域再生法第5条第4項第3号の事項を記載する

別記様式第一中 5-3 第5章の特別の措置を適用して行う事業

5-4 その他の事業

場合のみ)

「5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

「注1 5-2に掲げる事項には

を

5-3 その他の事業

」

を

」 注2 1、4及び7に掲げる事

業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当該事業の実施による特定政策課題の項については、記載するよう努めること。

「注1 地域再生法第5条第4項第1号の事項を記載する
注2 地域再生法第5条第4項第2号の事項を記載する
注3 地域再生法第5条第4項第4号の事項を記載する
注4 1、4及び7に掲げる事項については、記載する場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法並びに当該事業

の場合には、5-2に掲げる事項に、事業に関連する寄附の見込額並びに当該事業の実施状況に関する客観
る場合には、5-2に掲げる事項に、事業の実施によりその解決を図ろうとする特定政策課題の内容及び当
るよう努めること。

が先導的なものであると認められる理由も併せて記載してください。

的な指標及び評価の方法も併せて記載してください。

に改める。

該事業の実施による特定政策課題の解決に対する寄与の程度も併せて記載してください。

」

別記様式第二十中「第9条関係」を「第10条関係」に改める。

別記様式第三十一中「別記様式第31(第33条関係)」を「別記様式第33(第36条関係)」に、「

第33条第1項」を「第36条第1項」に、「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同様式を別記様式第三十三とす。

別記様式第三十中「別記様式第30(第33条関係)」を「別記様式第32(第36条関係)」に、「第33条第1項」を「第36条第1項」に、「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同様式を別記様式第三十二とす。

別記様式第二十九中「別記様式第29(第32条関係)」を「別記様式第31(第35条関係)」に、「第32条の」を「第35条の」に改め、同様式を別記様式第三十一とす。

別記様式第二十八中「別記様式第28(第31条関係)」を「別記様式第30(第34条関係)」に改め

、同様式を別記様式第三十とする。

別記様式第二十七中「別記様式第27（第31条関係）」を「別記様式第29（第34条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十九とする。

別記様式第二十六中「別記様式第26（第25条関係）」を「別記様式第28（第28条関係）」に、「第25条第5項」を「第28条第5項」に改め、同様式を別記様式第二十八とする。

別記様式第二十五中「別記様式第25（第25条関係）」を「別記様式第27（第28条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十七とする。

別記様式第二十四中「別記様式第24（第25条関係）」を「別記様式第26（第28条関係）」に改め、同様式を別記様式第二十六とする。

別記様式第二十三中「別記様式第23（第25条関係）」を「別記様式第25（第28条関係）」に、「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同様式を別記様式第二十五とする。

別記様式第二十二中「別記様式第22（第25条関係）」を「別記様式第24（第28条関係）」に、「第7条各号」を「第8条各号」に改め、同様式を別記様式第二十四とする。

別記様式第二十一号「別記様式第21（第23条関係）」や「別記様式第23（第26条関係）」及び「第23条第9項」や「第26条第9項」並びに「第23条第6項」や「第26条第6項」に於て「回線本」を「別記様式第二十三号」とす。

別記様式第二十号「別記様式第20（第23条関係）」や「別記様式第22（第26条関係）」及び「第

- 「2. 申請者が地
3. 払込期日（
4. 3の期日が
5. 当該申請に
6. 取得株式数
7. 払込金額
8. 払込金額の

域再生法第16条の規定による確認を受けた者であること

又は成立の日) 平成 年 月 日

当該法人の指定の有効期間内であること

係る払込みは、地域再生法施行規則第 2 3 条第 1 項の株式投資契約その他の資金の調達の契約に基づくもの

総額

「 2. 申請者が地域再生法第 1 6 条の規定による確認を受けた者であること

3. 申請者が地域再生法施行規則第 2 6 条第 1 項各号に該当する者であること

4. 払込期日 年 月 日

5. 4 の期日が当該法人の指定の有効期間内であること

であること や

6. 当該申請に係る払込みは、地域再生法施行規則第 2 6 条第 1 項の株式投資契約その他

7. 取得株式数

8. 払込金額

」

9. 払込金額の総額

の資金の調達の契約に基づくものであること
に改め、同様式を別記様式第二十二とする。

」

別記様式第十九中「別記様式第19（第23条関係）」を「別記様式第21（第26条関係）」と、
「第23条第6項」を「第26条第6項」と、
「第23条第8項」を「第26条第8項」と、
「第16条第1項」を「第16条」
と、
「2. 払込期日（又は成立の日） 平成 年 月 日」を「2. 払込期日 年 月 日」に改め、
同様式を別記様式第二十一とする。

別記様式第十八中「別記様式第18（第23条関係）」を「別記様式第20（第26条関係）」と、
「第

23条第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式を別記様式第二十とする。

別記様式第十七中「別記様式第17（第23条関係）」を「別記様式第19（第26条関係）」とし、「第

23条第1項」を「第26条第1項」と改め、「報告書」のトシ「及び宣言書」をRで、「注 氏名の記載

「
記

地域再生法施行規則第26条第1項各号に

(1) 設立年月日

(2) 業種

を自署で行う場合には、押印を省略することができます。」を (3) 従業員数

(4) 確認の日における従業員数

(5) 前事業年度末における従業員数

注1 確認の申請の日の属する事業年度に

注2 氏名の記載を自署で行う場合には、

該当する。

年 月 日

人

に改め、同様式を別記様式第十九とする。

人

人

払込みを受ける場合は、(5)を記載する必要はありません。

押印を省略することができません。

」

別記様式第十六中「別記様式第16(第23条関係)」を「別記様式第18(第26条関係)」に改め、

同様式を別記様式第十八とし、同様式の前に別記様式第十七として次の一様式を加える。

別記様式第17（第26条関係）

払込み前の認定に係る要件に関する宣言書

年 月 日

認定地方公共団体の長の氏名 殿

会社の名称及び代表者の氏名

印

当社は、年 月 日の資金の調達に関する契約の締結日において、地域再生法施行規則第26条第1項各号に掲げる要件に該当することを宣言します。

注 氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第十五中「別記様式第15（第23条関係）」を「別記様式第16（第26条関係）」に、「第16条第1項」を「第16条」に、「第23条第1項」を「第26条第1項」に改め、同様式を別記様式第十六とする。

別記様式第十四中「別記様式第14（第22条関係）」を「別記様式第15（第25条関係）」に、「第22条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式を別記様式第十五とする。

別記様式第十三中「別記様式第13（第22条関係）」を「別記様式第14（第25条関係）」に、「第22条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式を別記様式第十四とする。

別記様式第十二中「別記様式第12（第22条関係）」を「別記様式第13（第25条関係）」に、「第16条第1項」を「第16条」に、「第22条第1項」を「第25条第1項」に改め、同様式を別記様式第十三とする。

別記様式第十一中「別記様式第11（第21条関係）」を「別記様式第12（第24条関係）」に、「第16条第1項」を「第16条」に、「第21条第9項」を「第24条第8項」に、「同条第10項」を「同条第9項」に改め、同様式を別記様式第十二とする。

別記様式第十中「別記様式第10（第21条関係）」や「別記様式第11（第24条関係）」並びに「第16条第1項」や「第16条」並びに「第21条第5項」や「第24条第4項」に於て、同様式を別記様式第十に於て。

別記様式第七中「別記様式第9（第21条関係）」や「別記様式第10（第24条関係）」並びに「第16条第1項」や「第16条」並びに「第20条第1号から第3号まで」や「第23条第1号から第3号まで」並び

「(1) 設立年月日 年

「(1) 業種

(2) 業種

(2) 資本金額 万円

(3) 資本金額

(3) 従業員数 人

や (4) 基準事業年度における営業

(4) 特定地域再生事業の内容

(5) 従業員数

(5) 上記の特定地域再生事業を専ら行う株式会社であること (6) 特定地域再生事業の内容

(7) 上記の特定地域再生事業を

月 日

万円

利益の額の売上高に対する割合」及び「第20条第4号から第10号まで」及び「第23条第4号から第9号人

専ら行う株式会社であること」

「第9号 当該認定地域再生計画に係る特定地域再生事業を実施する株式会社が他に存在しないまで」及び

第10号 特定地域再生事業を行う株式会社の数が全国で50未満であること

こと

及び「第9号 当該認定地域再生計画に係る特定地域再生事業を実施する株式会社が他に存在しないこと」

と」及び「第20条第1号から第10号まで」及び「第23条第1号から第9号まで」並びに「回覧及び取組様式第十とすの」。

別記様式第八中「別記様式第8（第21条関係）」及び「別記様式第9（第24条関係）」並びに「第16条

第1項」を「第16条」に、「第20条第1号」を「第23条第1号」に改め、同様式を別記様式第九とする。

別記様式第七中「別記様式第7（第21条関係）」を「別記様式第8（第24条関係）」に、「第16条第1項」を「第16条」に、「第21条第1項」を「第24条第1項」に改め、同様式を別記様式第八とする。

別記様式第六中「別記様式第6（第19条関係）」を「別記様式第7（第22条関係）」に改め、同様式を別記様式第七とする。

別記様式第五中「別記様式第5（第18条関係）」を「別記様式第6（第21条関係）」に改め、同様式を別記様式第六とする。

別記様式第四中「別記様式第4（第16条関係）」を「別記様式第5（第19条関係）」に改め、同様式を別記様式第五とする。

別記様式第三中「別記様式第3（第15条関係）」を「別記様式第4（第18条関係）」に改め、同様式を別記様式第四とし、同様式の前に別記様式第三として次の一様式を加える。

別記様式第3（第14条関係）

受領証

年 月 日

法人の名称及び代表者の氏名 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域再生法第13条の2に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄附を受領したことを証明する。

記

事業名

寄附年月日 年 月 日

寄附金額 円

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。